

○白井市私立保育所等施設整備費補助金交付要綱

平成28年7月1日

改正 平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、私立保育所等の整備を促進し、児童福祉の向上を図るため、市内において保育所等を整備する事業実施者に対し、整備に要する経費について、予算の範囲内において白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号。以下「交付規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において保育所等とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所（以下「小規模保育事業所」という。）及び法第39条第1項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる保育所等の施設整備に関する事業であって、国又は千葉県が定める交付金又は補助金の対象となる事業とする。

- (1) 保育所緊急整備事業（安心こども基金管理運営要領（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知別紙）別添1及び千葉県安心こども基金事業費補助金交付要綱（平成21年7月9日児第986号）別表1に定める保育所緊急整備事業をいう。以下同じ。）
- (2) 保育所等施設整備事業（国が各年度ごとに定める保育所等整備交付金交付要綱（以下単に「保育所等整備交付金交付要綱」という。）に規定する保育所等に関する施設整備事業をいう。以下同じ。）
- (3) 保育所機能部分施設整備事業（保育所等整備交付金交付要綱に規定する保育所機能部分に関する施設整備事業をいう。以下同じ。）
- (4) 小規模保育事業所施設整備事業（保育所等整備交付金交付要綱に規定する小規模保育事業所に関する施設整備事業をいう。以下同じ。）
- (5) 認定こども園整備事業（千葉県認定こども園施設整備交付金事業費補助金交付要綱（平成27年7月28日児第1352号）第2条に規定する認定こども園整備事業をいう。以下同じ。）

(6) 保育所等改修費等支援事業(国が各年度ごとに定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(以下単に「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」という。))に規定する保育所等改修費等支援事業をいう。以下同じ。)

(補助対象事業者、補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象事業者(補助金の交付の対象となる事業者をいう。以下同じ。)、補助対象経費及び補助金の額は、別表の補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の補助対象事業者の欄、補助対象経費の欄及び補助金の額の欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は「白井市私立保育所等施設整備費補助金交付申請書(別記第1号様式)」に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 「保育所等整備計画書(別記第2号様式)」及びこれに伴う収支予算書

(2) 「申請額算出内訳書(別記第3号様式)」

(3) A4判設計図書(配置図・室名及び面積が記載された平面図・立面図)の写し

(4) 室別面積表

(5) 工事予定価格積算書及び設計監理についての契約関係書類の写し(工事区分・工事種別のわかるもの)

(6) 当該事業に関し他に助成を受ける予定がある場合は、その助成内容がわかる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請書及び関係書類を審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは、「白井市私立保育所等施設整備費補助金交付決定通知書(別記第4号様式)」により補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことに決定したときは、「白井市私立保育所等施設整備費補助金交付申請却下通知書(別記第5号様式)」により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、交付規則第4条の2第1号の交付条件に基づき補助事業の内容を変更しようとするときは、「白井市私立保育所等施設整備費補助金内容変更承認申請書(別記第6号様式)」及び同項第2号の交付条件に基づき補助事業を中止又は廃止しようとするときは、「白井市私立保育所等施設整備費補助金中止・廃止承認申請書(別記第7号様式)」により、市長に申請し承認を受けなけ

ればならない。ただし、変更に係る事項のうち、軽微な変更についてはこの限りでない。

(工事着工及び工事進捗状況の報告)

第8条 補助対象事業者は、補助金の対象となった保育所等の整備事業に係る工事に着工したときは、「施設の工事着工報告書(別記第8号様式)」により工事に着工した日から3日以内に、また、工事進捗状況については「施設の工事進捗状況報告書(別記第9号様式)」により当該工事に着工した年の12月末日現在の状況を1月7日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに「白井市私立保育所等施設整備費補助金事業実績報告書(別記第10号様式)」(以下「事業実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を各2部添えて提出するものとする。

- (1) 工事契約金額報告書(別記第11号様式)
- (2) 工事契約書及び設計監理についての契約関係書類の写し
- (3) 前号に規定する契約についての支払完了分の領収書及び振込金受取書の写し、未払い分の請求書の写し
- (4) 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書
- (5) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
- (6) 各室ごとに室名及び面積を明らかにした書類
- (7) A4判竣工図書(配置図・室名及び面積が記載された平面図・立面図)の写し
- (8) 建物内外主要部分の写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「白井市私立保育所等施設整備費補助金確定通知書(別記第12号様式)」により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助対象事業者は、交付決定に係る補助金を請求するときは、「白井市私立保育所等施設整備費補助金交付請求書(別記第13号様式)」を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の時期)

第12条 市長は、前条の請求に基づき補助金を交付する。

(支払報告)

第13条 前条の規定により補助金の交付を受けた者は、補助金交付後速やかに当該補助事業に要した経費の支払を行い、領収書及び振込金受取書の写しを添えて「白井市私立保育所等施設整備費補助金支払報告書（第14号様式）」を補助金受領後15日以内に市長に提出しなければならない。

（状況報告及び実地調査）

第14条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、補助対象事業者に対して必要に応じてその執行状況の報告を求め、又は職員を派遣し実地に調査させることができる。

（財産処分の制限等）

第15条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 補助対象事業者は、前項の規定により財産の処分（この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、財産処分承認申請書（別記第15号様式）に必要な書類を添えて、市長に対し、財産の処分の申請をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による財産の処分の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、財産の処分を適当と認めるときは、財産の処分を承認するものとする。

4 市長は、前項の規定による承認を受けて財産の処分をすることにより補助対象事業者に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

（補足）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行し、平成28年度分予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分予算に係る補助金から適用する。

別表

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助金の額
保育所緊急整備事業	安心こども基金管理運営要領別添1の2(4)に規定する設置主体	安心こども基金管理運営要領別添1の4に規定する対象経費	千葉県安心こども基金事業費補助金交付要綱第3条に規定する補助対象額に4分の3を乗じて得た額
保育所等施設整備事業	保育所等整備交付金交付要綱6に規定する設置主体	保育所等整備交付金交付要綱別表1-1及び1-2に規定する対象経費	保育所等整備交付金交付要綱8(1)に基づき算出した交付額を、国の負担割合で除し、その金額に4分の3を乗じて得た額
保育所機能部分施設整備事業		保育所等整備交付金交付要綱別表1-3及び1-4に規定する対象経費	保育所等整備交付金交付要綱8(2)に基づき算出した交付額を、国の負担割合で除し、その金額に4分の3を乗じて得た額
小規模保育事業所施設整備事業		保育所等整備交付金交付要綱別表1-5及び1-6に規定する対象経費	保育所等整備交付金交付要綱8(3)に基づき算出した交付額を、国の負担割合で除し、その金額に4分の3を乗じて得た額
認定こども園整備事業	千葉県認定こども園施設整備交付金事業費補助金交付要綱第2条の表認定こども園整備事業の項補助対象事業の欄中(2)に規定する設置主体	千葉県認定こども園施設整備交付金事業費補助金交付要綱別表2の1に規定する対象経費	千葉県認定こども園施設整備交付金事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき算出した補助額を、県の負担割合で除し、その金額に4分の3を乗じて得た額
保育所等改修費等支援事業	保育所等改修費等支援事業実施要綱(平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別添1)4に規定する対象事業者	保育所等改修費等支援事業実施要綱3に規定する経費	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱4(1)①により選定した額に4分の3を乗じて得た額(家庭的保育改修費等を除く事業に限る。)
			保育対策総合支援事業費補助金交付要綱4(1)①により選定した額(家庭的保育改修費等に限る。)

別記 第1号様式 (第5条関係)

白井市私立保育所等施設整備費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 白井市長

住 所

法 人 名

代表者名

印

下記により、 年度白井市私立保育所等施設整備費補助金の交付を受けたいので、白井市私立保育所等施設整備費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 _____ 円
- 2 整備計画概要 別紙のとおり (別記第2号様式)
- 3 申請額算出内訳 別紙のとおり (別記第3号様式)
- 4 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) A4判設計図書 (配置図・室名及び面積が記載された平面図・立面図) の写し
 - (3) 室別面積表
 - (4) 工事予定価格積算書及び設計監理についての契約関係書類の写し (工事区分・工事種別のわかるもの)
 - (5) 当該事業に関し他に助成を受ける予定がある場合は、その助成内容がわかる書類

別記 第2号様式（第5条第1号関係）

保育所等整備計画書

設置計画の概要

施設名	
施設種別	
設置主体	
所在地	
整備区分	
定員	0歳児 名 1歳児 名 2歳児 名 3歳児 名 4歳児 名 5歳児 名 合計 名（現在定員からの増加 名）
建物床面積	m ²
建物構造	造 階建
建物所有者	
抵当権設定の有無	
着工予定年月日	
完了予定年月日	
対象経費の支出予定額	
処分（取り壊し）予定年月日	
交付申請額	

※ 添付書類
整備計画に伴う収支予算書

別記 第3号様式(第6条第2号関係)

申請額算出内訳書

施設名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入額等 B 円	差引額 C(=A-B) 円	対象経費の 支出予定額 D(≦A) 円	CとDを比較し 少ない方の額 E 円	E×3/4 円	交付基礎額				補助申請額 (FとGを比較し 少ない方の額) 円
							本体 工事費	解体撤去 工事費	仮設設置 備工事費	特殊付帯 工事費	

区分	金額(税抜)	備考(積算根拠等)
本体工事費		
建築工事		
電気設備工事		
給排水衛生設備工事		
空調調和設備工事		
ガス設備		
その他		
特殊付帯工事		
太陽光衣系電設備		
その他		
解体撤去工事費		
保育所開設準備費 (a)		保育所部分のみの開設準備に必要な費用とすること。
小計(b)		
その他工事(c)		
保育所以外の部分		複合の施設となる場合は、階段等その階のみに必要な用途の工事は別に計上し、その他別にすることが困難なものは、床面積による按分とすること。
外構工事		
その他		
合計	0	

工事事務費等(共通仮設費、現場管理費、一般管理費、設計管理、実施設計)のうち、対象となる費用の積算(d)
(それぞれの費用×((b)-(a))/((b)-(a)+(c)))

費用	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	設計管理料	実施設計料	合計
対象分						

対象経費の支出予定額
((b)+(f))×1.08

工事費の2.6%(e) 補助対象経費となる事務費等(f)((d)と(e)のいずれか少ない方)

白井市 指令第 号
年 月 日

様

白井市長 印

白井市私立保育所等施設整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった白井市私立保育所等施設整備費補助金については、下記の条件を付して 金 円を交付することを決定したので通知します。

記

1 決定の取り消し等

市長は、この補助金の交付決定後、国の保育所等整備交付金が交付されない等の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 用途の変更

事業の内容のうち、整備計画に記載された建築物の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。

3 中止又は廃止

整備計画に記載された事業を中止又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、市長の承認を受けなければならない。

4 期間内に完了しない場合の報告及び指示

整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により市長に報告してその指示を受けなければならない。

5 財産処分の制限等

(1) 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(2) 補助対象事業者は、前項の規定により財産の処分(この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、財産処分承認申請書(別記第15号様式)に必要な書類を添えて、市長に対し、財産の処分の申請をしなければならない。

(3) 市長は、前項の規定による財産の処分の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、財産の処分を適当と認めるときは、財産の処分を承認するものとする。

(4) 市長は、前項の規定による承認を受けて財産の処分をすることにより補助対象事業者に入収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

6 帳簿等の保管

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増した財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

7 消費税及び地方消費税

事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」によりすみやかに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

8 是正のための措置

(1) 市長は、第8条及び第9条による報告に対する審査及び調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。

(2) 補助事業者は、(1)の命令により必要な措置をとった場合は、事業実績報告書によりその結果を報告しなければならない。

別 記 第 5 号様式 (第 6 条第 2 項関係)

白井市 指令第 号
年 月 日

様

白井市長 印

白井市私立保育所等施設整備費補助金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった白井市私立保育所等施設
整備費補助金については、下記のとおり却下しましたので、通知します。

記

却下の理由

別 記 第 6 号様式 (第 7 条関係)

白井市私立保育所等施設整備費補助金内容変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 白井市長

住 所

法 人 名

代表者名

印

下記により、 年度白井市私立保育所等施設整備費補助金の交付決定を受けた補助事業の下記内容の変更について承認を受けたいので、白井市私立保育所等施設整備費補助金交付要綱第 7 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

(変更内容が確認できる書類)

別 記 第 7 号様式 (第 7 条関係)

白井市私立保育所等施設整備費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

(宛先) 白井市長

住 所

法 人 名

代 表 者 名

印

下記により、 年度白井市私立保育所等施設整備費補助金の交付決定を受けた補助事業について下記のとおり中止・廃止の承認を受けたので、白井市私立保育所等施設整備費補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 中止・廃止の状況・内容

2 中止・廃止の理由

3 添付書類

(中止・廃止の状況・内容が確認できる書類)

別 記 第 9 号様式 (第 8 条関係)

(宛先) 白井市長

住 所
法 人 名
代 表 者 名

印

施設の工事進捗状況報告書

施設名	設置主体	創設、増築等の別	交付金額 (A : 円)	12月末日の 出来高 (B : %)	3月末日ま での出来高 見込 (C : %)	繰越見込高 (D (100-C) : %)	繰越見込額 (E (A×D) : 円)	備考

別記 第10号様式（第9条関係）

白井市私立保育所等施設整備費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）白井市長

住 所

法 人 名

代 表 者 名

印

年 月 日付け、白井市 指令第 号で補助金決定通知を受けた白井市私立保育所等施設整備費補助金事業が完了したので、白井市私立保育所等施設整備費補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 実施施設の概要

（1）施設の名称及び所在地

（2）施設種別

（3）設置主体及び経営主体

（4）利用定員

現在定員（人）	増加定員（人）	合計（人）

2 施設整備に係る事業内容

（1）施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事、仮設施設工事費を除く）

（ア）敷地面積 _____ m²

（イ）敷地の所有関係（自己所有、借地、買収(予定)地の別）

（ウ）施設整備の区分（創設、増築、増改築、改築、大規模修繕の別）

（エ）建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

（オ）建物の構造 _____ 造、 _____ 階建て

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

別 記 第 1 1 号様式 (第 9 条第 1 号関係)

工事契約金額報告書

年 月 日

(宛先) 白井市長

設置者

住 所

法 人 名

代表者名

印

発注者 (委託者)

と、

請負者 (受託者)

は、

_____ 保育所建設工事に係る工事請負契約(設計監理委託契約)
を次のとおり締結し施工するとともに、白井市私立保育所等施設整備費補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金 額
当初工事請負契約	年 月 日	金 円
変更契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計監理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

別記 第12号様式（第10条関係）

第 年 月 日
号

様

白井市長



白井市私立保育所等施設整備費補助金交付確定通知書

年 月 日付け、白井市 指令第 号で交付決定した白井市私立保育所等施設整備費補助金については、白井市私立保育所等施設整備費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付額が確定したので通知します。

記

交付確定額 _____ 円

補助金等の交付を受けようとするときは、白井市私立保育所等施設整備費補助金交付請求書（別記第13号様式）を速やかに作成し、市長に提出すること。

別記 第13号様式 (第11条関係)

白井市私立保育所等施設整備費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 白井市長

住 所

法 人 名

代表者名

印

年 月 日付け、白井市 指令第 号をもって補助金の交付
確定のあった 年度白井市私立保育所等施設整備費補助金を白井市私
立保育所等施設整備費補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり
請求します。

記

請求金額 円

(内訳)

交付確定額 円

振込先口座

フリガナ			
金融機関名称		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

別記 第14号様式（第13条関係）

白井市私立保育所等施設整備費補助金支払報告書

年 月 日

（宛先）白井市長

住 所

法 人 名

代 表 者 名

印

年 月 日付け白井市 指令第 号をもって補助金の交付決定を受けました補助事業について、当該補助事業に係る支払いが完了しましたので、白井市私立保育所等施設整備費補助金交付要綱第13条の規定により、領収書及び振込金受取書の写しを添えて報告します。

記

添付書類

領収書及び振込金受取書

別 記 第 1 5 号様式 (第 1 5 条関係)

白井市私立保育所等施設整備費補助金財産処分承認申請書

年 月 日

(宛先) 白井市長

住 所

法 人 名

代 表 者 名

印

年 月 日付け、白井市 指令第 号をもって補助金の交付
確定のあった 年度白井市私立保育所等施設整備費補助金にて、取得した
財産の処分を行いたいため、白井市私立保育所等施設整備費補助金交付要綱の
規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分の内容 (目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保、取壊し、廃棄)

- 2 処分の理由

- 3 財産の概要
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 補助金額

参考様式

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

(宛先) 白井市長

住 所

法 人 名

代 表 者 名

印

年 月 日付け白井市 指令第 号をもって補助金の交付決定を受けました補助事業について、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

- 1 整備計画における施設の種類及び名称
- 2 補助金の確定額又は事業実績報告書による精算額
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 _____ 円

- 4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳書